

○ 山梨大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要執筆要項

制定 平成28年5月11日
改正 平成30年6月20日
改正 令和4年6月23日

第1条 この要項は、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要刊行内規第8条の規定に基づき、附属教育実践総合センター研究紀要の執筆に関し必要な事項を定める。

第2条 原稿（論文題名、著者名、要約、キーワード、本文、参考文献、注記、図表・写真等掲載する内容のすべてを含む。）は、電子的媒体及びそのプリントアウト1部を提出する。

- (1) 原稿作成にあたり、別途定める原稿作成要領に従う。
- (2) 和文原稿は、常用漢字、現代仮名遣いにより、横書きとし、44字×42行を1頁の目安とする。
- (3) 欧文原稿は、横書きとし、半角88字×42行を1頁の目安とする。
- (4) 図表・写真は、1枚毎に別々のファイルにして提出し、本文中の割付位置を提出物において示す。
- (5) 提出するすべてのファイルの名前は、半角英数記号文字のみを用いる。

第3条 原稿の頁数は、原則として20頁以内とする。

第4条 図表・写真で使用する色は問わないが、コンピュータ処理の関係で元の色が正確に再現できない場合があることに留意する。図表・写真以外では白黒を原則とする。

第5条 和文、欧文原稿とともに冒頭に表題（副題を含む。）、著者名、所属名、要約（日本語400字、または欧文200語以内）及び、キーワード（3～5語）を記載する。表題と著者名は、日・英両語で記載する。

第6条 参考文献ならびに引用文献は、執筆者所属学会誌の記述形式に準じて、本文末尾に一括して記載するか、あるいは各ページの欄外に付記として記載する。

第7条 本文の見出し番号の打ち方は、{I、II、III} → {1、2、3} → {(1)、(2)、(3)} とし、参照する際には、章、節、項と称することを原則とする。

第8条 校正は再校まで著者が朱書きで行い、期日までに提出する。校正は誤植の訂正のみにとどめる。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター研究紀要執筆内規（平成27年6月10日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年6月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。